



年金受給者の皆さまへ
「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます！

問 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354
健康保険課年金係 ☎095-801-5821

対象者 **老齢・退職を支給事由とする年金を受けている方**

(障害年金や遺族年金を受けている方は、非課税のため対象外)

送付方法	送付時期
電子送付（※1）	令和8年1月上旬（マイナポータルの「お知らせ」で受け取り）
郵送	令和8年1月上旬から中旬にかけて送付

（※1）「マイナポータル（署名用電子証明書のパスワード登録済）」との連携手続きをしている「ねんきんネット」で、電子送付希望の登録をされている方（送付希望登録をすると郵送されなくなります）。

<再交付申請>

申請先	申請時期	再交付日数
「ねんきんネット」（※2）	令和8年1月上旬から	電子送付は5日程度、郵送は10日程度
「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165	令和8年1月上旬から	郵送2週間程度（※3）

（※2）マイナポータルとの連携手続きをされている方、または「ねんきんネット」のIDを取得されている方。

（※3）お急ぎの方は長崎北年金事務所にご相談ください。

「源泉徴収票」は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）でご確認ください。



消費者注意報

光回線サービスの契約・乗り換えに関するトラブルに注意！

2015年2月からNTT東日本やNTT西日本が光回線サービスの卸売りを開始して10年が経過していますが、光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）の電話勧誘による新規契約や乗り換えなどを巡り、未だにトラブルが相次いでおります。新しいサービス提供との触れ込みですが、現在の契約状況をしっかり把握して必要なない契約には安易に応じないようにしましょう。

相談事例

契約中の大手通信会社の関連業者を名乗る電話があり、「今より料金が千円ほど安くなります。」と勧誘を受けた。大手通信会社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。月額料金も安くなるどころか、別のオプション契約で反対に高くなっている。

消費者へのアドバイス

- 光回線契約は電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、契約書面が届いた日を含めて8日以内に書面で申し出れば解約料（違約金）の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料、工事費、利用したサービス料は支払う義務が生じます。
- 「料金が安くなる」「通信速度が速くなる」などと勧誘されても他のオプションサービスとセット契約の場合、今の料金より高くなることがあります。勧誘されてもすぐに返事をせず、家族とも相談し、内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。

★ご相談や困ったときは、長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。
長与町消費生活相談窓口（☎095-883-1111） 長崎県消費生活センター（☎095-824-0999）